

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成25年3月15日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 持 田 文 男  
 同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名  
教育局総務部
- 2 監査実施日  
平成24年7月30日（平成24年6月5日から同月7日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）                  次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（教育財務課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料等の督促に当たり、指定期限を誤っているものが3件あった。</li> <li>2 補助金交付事務において、補助事業者から補助事業変更（中止、廃止）承認申請書を提出させるべきであったにもかかわらず、実績報告書を提出させた上で補助金額0円として額の確定を行っているものがあった。</li> </ol>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないよう、関係法規の理解の向上を図り、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 補助金交付事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないよう、関係法規の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 1 監査実施箇所名  
教育局教育指導部
- 2 監査実施日  
平成24年7月30日（平成24年6月12日及び同月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指摘事項)</p> <p>1 支出事務において、電話料の支払に係る前渡金の精算が3月を超えて遅れているものがあった。(高校教育企画課)</p> <p>2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(保健体育課)</p> <p>(1) 予算の執行において、部活動支援学生ボランティア事業実施要領に基づきボランティア活動を行う学生の、スポーツ安全保険の加入時期が著しく遅いものがあった。</p> <p>(2) 庶務事務において、週休日等に勤務を行った職員4名に対して時間外勤務手当又は休日勤務手当273,966円を支給していなかった。</p>	<p>1 指摘事項については、職員相互の点検及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、点検体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 予算執行事務については、関係校との連絡が十分でなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係校と適切な連絡調整を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 時間外手当等については、平成24年8月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、十分な確認及び指導を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	---

- 1 監査実施箇所名  
教育局生涯学習部
- 2 監査実施日  
平成24年7月30日(平成24年6月15日及び同月18日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>1 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(文化遺産課)</p> <p>(1) 補助金交付事務において、補助事業者から補助事業変更(中止、廃止)承認申請書を提出させるべきであったにもかかわらず、実績報告書を提出させた上で補助金額0円として額の確定を行っているものがあった。</p> <p>(2) 財産管理事務において、「かながわ名木100選」等の案内標識の管理に当たり、教育財産の管理に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていなかった。</p> <p>(3) 庶務事務において、週休日等の振</p>	<p>1 指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 補助金交付事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法規の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規程の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 時間外勤務手当等については、平成24</p>

<p>替を行っていなかった職員2名に対して時間外勤務手当又は休日勤務手当76,836円を支給していなかった。</p> <p>2 予算の執行において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(スポーツ課)</p> <p>(1) 宮ヶ瀬湖力ヌー場設置簡易無線局の免許更新に当たり、所定の期限までに更新手続を行わなかったため新規の取扱いとなった結果、従前免許の有効期限を過ぎてから新しい免許状の交付を受けていた。また、手数料の差額9,600円を過大に支出していた。</p> <p>(2) 普及啓発物品の執行に当たり、その目的から、執行の時期が不適切なものがあった。</p>	<p>年8月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指摘事項の予算の執行については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 免許更新の遅れについては、免許更新に係る関係法令の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図り、課内の確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 物品の執行時期の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業の進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県教育委員会教育局学校事務センター
- 2 監査実施日  
平成24年6月21日(平成24年5月17日、同月18日及び同月21日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、壁掛扇風機等設置工事の執行に当たり、支出負担行為を履行確認後に行い、日付を履行前に遡っていた。</p> <p>2 庶務事務において、扶養手当1件の支給誤りがあり、他の手当への影響額を含め、112,421円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、職員相互の点検及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 扶養手当等については、平成24年6月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立生命の星・地球博物館
- 2 監査実施日  
平成24年6月19日（平成24年4月19日及び同月20日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、図録等刊行物売払代金徴収事務委託ほか1件の執行に当たり、予算科目に誤りがあった。</li> <li>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 案内看板に、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていないものがあった。また、自転車置場を工作物ではなく建物として管理していた。</li> <li>(2) 信号機の設置に当たり、教育財産に係る使用承認の手続が行われていなかった。</li> </ol> </li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行のうち汚泥等収集運搬・清掃委託については、財務関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものである。        今後は、このようなことがないように、財務関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。        なお、図録等刊行物売払代金徴収事務委託については、確認したところ予算科目に誤りはなかった。</li> <li>2 財産管理事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育財産台帳の未補正については、現状の確認不足によるものであり、財産の種類別の誤りについては、工作物取扱要領等関係規定の理解不足によるものである。            平成24年6月29日に併せて教育財産台帳の補正を完了した。            今後は、このようなことがないように、現状の確認体制を強化するとともに、工作物取扱要領等関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>(2) 使用承認の手続もれについては、開館当初から現状確認が行われていなかったことによるものであり、設置者から使用承認願を提出させ、平成24年5月19日に使用承認を行った。            今後は、このようなことがないように、現状の確認体制を強化するとともに、教育財産の管理に関する規程等の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol> </li> </ol>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月14日（平成24年4月20日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
（指導事項） 収入事務において、督促状の発行に当たり、指定期限までの日数を踏まえた適切な日に発行していないものがあった。	指導事項については、神奈川県財務規則の理解及び督促状発行の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立横浜清陵総合高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月25日（平成24年5月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
（指導事項） 支出事務において、旅費の支払に係る前渡金の精算が3月を超えて遅れているものがあった。	指導事項については、前渡金精算の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立川崎高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月13日（平成24年4月20日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
（指導事項） 支出事務において、食堂運營業務委託料の支払に当たり、受託者以外の者に委託料の一部を支払っているものがあった。	指導事項については、委託契約の内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容の周知徹底を図るとともに、複数の職員

	による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	-----------------------------------

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立大師高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月11日（平成24年4月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
（指導事項） 財産管理事務において、県旗等掲揚塔が教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていなかった。また、自転車置場を工作物ではなく建物として管理していた。	指導事項については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものであり、平成24年9月20日に教育財産台帳の補正を行った。 今後は、このようなことがないよう、規程の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立藤沢清流高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月25日（平成24年5月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
（指導事項） 予算の執行において、備品購入費の執行に当たり、予算措置の効果の発現が著しく遅延しているものがあつた。	指導事項については、進行管理が不十分であったため執行が遅れてしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、予算制度の理解の向上を図り、計画的な執行と進行管理を徹底するとともに、複数職員による点検体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年4月16日（平成24年2月14日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則に定められた納付期限内に指定金融機関等に納付していないものがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、外灯等6件が敷地内に設置されているにもかかわらず、教育財産の管理等に関する規程に基づき使用許可又は使用承認の手続をしていなかった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、点検が不十分であったことによるものであり、速やかに教育財産目的外使用許可申請書及び教育財産使用承認申出書を受領し、許可書の発行事務を行うとともに、行政財産使用料の徴収も併せて行った。 今後は、このようなことがないよう、点検を確実にを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立逗葉高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月14日(平成24年4月26日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可の対象物を誤ったため、1件、1,188円を過大に徴収しているものがあった。</p>	<p>指導事項については、教育財産の目的外使用許可に当たり、対象物の確認を怠ったためであり、変更許可を行い、過大徴収分については、使用許可先に平成24年9月7日に還付した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立三浦臨海高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月13日(平成24年4月26日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項)</p> <p>庶務事務において、教員特殊業務手当2件、27,200円を支給していなかった。</p>	<p>指導事項の教員特殊業務手当については、平成24年8月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、教諭への指導及び複数の職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立大和西高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年7月2日(平成24年5月17日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れていた。また、地方自治法施行令に定められた要件を満たしていない上、必要な事務手続を経ずに履行延期の特約を行っていた。</li> <li>2 支出事務において、一般廃棄物処理委託料の支払に当たり、契約書に定める支払期日を超えて支払ったため、遅延利息200円を支払っていた。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務については、関係法令の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立吉田島総合高等学校
- 2 監査実施日  
平成24年8月14日(平成24年5月8日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、警備業務委託ほか2件の執行に当たり、支出負担行為を3月以上遡って行っていた。ま</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行については、年度当初の契約事務処理が遅滞したもので、会計事務の適正処理に対する意識の徹底及び事務の進行</li> </ol>

<p>た、契約締結前に業務を行わせていた。</p> <p>2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れていた。また、納入通知書を納付期限後に送付していた。</p>	<p>管理が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務の適正処理に対する意識の徹底を図るとともに、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、調定事務に係る関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立瀬谷養護学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月7日（平成24年4月24日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託の執行に当たり、契約に必要な書類を徴することなく業務を行わせていた。</p>	<p>指導事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立中原養護学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月25日（平成24年5月16日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、空調機等の買い換えに伴う既存品の処分に当たり、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可を受けていない購入業者と収集運搬及び処分の契約を締結していた。</p>	<p>指導事項については、産業廃棄物に関する法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立湘南養護学校
- 2 監査実施日  
平成24年8月3日（平成24年5月10日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、空調機の買い換えに伴う既存品の処分に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出事業者として自己の責任において処分しなければならないにもかかわらず、同法の規定に反する契約を締結し、適正な処理を行っていなかった。また、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。</p>	<p>指導事項のうち、廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>また、見積合せの省略については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法規の周知を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立藤沢養護学校
- 2 監査実施日  
平成24年6月25日（平成24年5月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>収入事務において、就学奨励費に係る学校長名義の口座に発生した預金利子について、収入の手続を行っていなかった。</p>	<p>指導事項については、関係諸規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>